

第 1 回 （仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想 策定協議会 議 事 録

会 議	第1回（仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会	
日 時	平成19年6月25日（月）10:00～12:00	
場 所	小金井市市民会館（愛称「萌え木ホール」A会議室）	
次 第	<p>I 開会</p> <p>II 委嘱状の交付</p> <p>III 市長挨拶</p> <p>IV 委員紹介</p> <p>V 協議会設置要綱について……………資料6</p> <p>VI 議題</p> <p>1 会長の互選及び副会長の指名について</p> <p>2 バス事業者の協議会参加について</p> <p>3 議席の決定について</p> <p>4 議事録の取り扱いについて</p> <p>5 バリアフリー新法の概要について</p> <p>(1) バリアフリー新法の解説……………資料1-1</p> <p>(2) バリアフリー新法に基づく基本構想の概要……………資料1-2</p> <p>6 基本構想の位置づけについて……………資料2</p> <p>7 基本構想策定体制（組織）と進め方について……………資料3</p> <p>8 小金井市の概況について……………資料4</p> <p>9 バリアフリーに関する市民意向について（アンケート結果）…資料5</p> <p>10 作業部会の設置について</p> <p>11 次回協議会の開催日について</p> <p>VII 閉会</p>	
配付資料	<p>資料1-1 バリアフリー新法の解説</p> <p>資料1-2 バリアフリー新法に基づく基本構想の概要</p> <p>資料-2 基本構想の位置づけについて</p> <p>資料-3 基本構想策定体制（組織）について</p> <p>資料-4 小金井市の概況について</p> <p>資料-5 バリアフリーに関する市民意向について（アンケート結果）</p> <p>資料-6 （仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱</p> <p>資料-7 （仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会 名簿</p> <p>資料-8 （仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会 作業部会 名簿（案）</p> <p>その他資料 （仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会 席次（案）</p>	

審議内容：

【Ⅰ 開 会】

関根課長補佐（事務局）：ただ今から、第1回（仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会を開催いたします。

また、各委員にお願いがございます。協議会風景等を、記録用に残すための写真の撮影及び議事録用に録音をさせていただきたいと存じますので、ご理解のほどお願いいたします。また、ただ今の座席につきましては、事務局で指定させていただいた、仮議席としてお座りいただいております。後ほど正式に議席を決定させていただきたいと存じます。

それでは、本日の進行につきましては、本日お配りした次第に沿って進めさせていただきます。

なお、本日、会場の都合がございますが、誠に勝手ではございますが、12時までには議事を終わらせていただきたく存じます。できる限り円滑な進行に努めて参りますが、各委員におかれましてもご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

【Ⅱ 委任状の交付】

関根課長補佐（事務局）：まず、市長から各委員に委嘱状を交付させていただきます。ただいまお座りの座席順に交付させていただきます。

では、市長、お願いいたします。

市長：佐藤克志様、（仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会委員を委嘱する。

平成19年6月25日小金井市長稲葉孝彦

（以下、座席順に委任状を交付）

【Ⅲ 市長挨拶】

関根課長補佐（事務局）：次に市長から挨拶をお願いいたします。

市長：皆様おはようございます。小金井市長の稲葉でございます。本日は足元の悪い中、第1回（仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、皆様には当協議会委員を快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。平成18年12月にバリアフリー新法が施行されました。この法律は交通バリアフリー法とハートビル法が統合されたもので、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用した円滑な移動、及び建築物等の円滑な利用の確保に関し、一体的、総合的なバリアフリー施策の推進を目的としております。本協議会はハード、ソフト両面の施策を充実させ、すべての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指した基本構想を策定するため設置されております。

ご存じのとおり、また本日の朝日新聞でも取り上げられておりますように、7月1日から中央線の連続立体交差事業の一環で、下り線の高架化が実施されます。上り線については、来年の秋が予定されております。この事業により、高齢者の方々も障害者の方々も住みやすいまちづくりとして一歩前進と考えております。さらに、武蔵小金井駅南口の再開発も着々と進んでおります。このようにまちが大きく変わっていく時期に皆様のご意見を

伺ってバリアフリーの基本構想を策定し、これからのまちづくりに活かして参りたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、基本構想を実りあるものとするために、十分にご議論いただき、安心して暮らせる生きがいのあるまちの実現に向け、ご尽力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、大変恐縮ではございますが、公務が重なっておりますので、本日は失礼させていただきますが、議論の内容については担当から報告を受けることとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：ありがとうございました。

（市長、退席）

【IV 委員紹介】

関根課長補佐（事務局）：次に各委員より自己紹介いただきたいと存じます。現在おかけになっている席順に自己紹介をお願いします。こちらでお名前をお呼びいたします。

最初に、佐藤（さとう）委員でございます。日本女子大学の准教授をされております。自己紹介をお願いいたします。

佐藤委員：日本女子大学の住居学科の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、江守（えもり）委員でございます。日本大学の助手をされております。

江守委員：日本大学理工学部社会交通工学科で助手をしております江守でございます。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、山中（やまなか）委員でございます。国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政・情報課長をされております。

山中委員：関東運輸局消費者行政・情報課の山中でございます。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、井端（いばた）委員でございます。国土交通省関東運輸局東京運輸支局企画部門担当をされております。

井端委員：東京運輸支局で企画担当をしております井端でございます。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、福田（ふくだ）委員でございます。東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長をされております。

福田委員代理：申し訳ございません。本日、福田が所用により欠席させていただいております。私は福田の代理で参りました東京都都市整備局都市基盤部交通企画係長の安間と申します。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、小林（こばやし）委員でございます。東京都北多摩南部建設事務所管理課長をされております。

小林委員：都道を管理しております、東京都北多摩南部建設事務所管理課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、蕪山（かぶやま）委員でございます。東京都西部公園緑地事務所管理課長をされております。

蕪山委員：西部公園事務所の管理課長をしております蕪山でございます。西部公園事務所は、多摩全域の都立公園の管理を行っており、こちらでは小金井公園があります。小金井公園は指定管理者制度によって公園協会が管理しておりますが、最終的な管理責任を西部公園事務所が担っております。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、警視庁小金井警察署交通課長小山（こやま）委員でございますがただいまお見えになっておりませんので、次に、前川（まえかわ）委員をお願いいたします。東日本旅客鉄道株式会社八王子支社総務部企画室担当課長をされております。

前川委員代理：申し訳ございません。本日、前川が所用により欠席させていただいております。代理の臼井と申します。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、陰山（かげやま）委員でございます。西武鉄道株式会社計画管理部計画課課長をされております。

陰山委員：いつもお世話になっております。西武鉄道株式会社計画管理部計画課課長陰山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、玉野（たまの）委員でございます。京王電鉄バス株式会社営業部営業第一担当課長をされております。

玉野委員：大変お世話になっております。京王電鉄バス株式会社営業部営業第一担当課長玉野でございます。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：なお、バス事業者について、西武バス株式会社様、小田急バス株式会社様、関東バス株式会社様は、現在、事務局からオブザーバー参加を依頼しています。事

務局より協議会に対し、バス事業者の当協議会へ参加について要請いたします。後ほど協議会の会長が決まりましたら、議事にかけていただければと存じます。

次に、工藤（くどう）委員、小金井市企画財政部長です。

工藤委員：小金井市企画財政部長の工藤です。皆様方には大変お世話になっております。今後ともよろしく願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、松永（まつなが）委員、小金井市総務部長です。

松永委員：総務部長の松永です。よろしく願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、深澤（ふかざわ）委員、小金井市環境部長です。

深澤委員：環境部長の深澤です。よろしく願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、大矢（おおや）委員、小金井市都市整備部長です。

大矢委員：都市整備部長の大矢です。よろしく願いいたします。当バリアフリー基本構想の事務局を担当している部門でございます。どうぞよろしく願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、鴨下（かもした）委員でございます。小金井市商工会理事をされております。

鴨下委員：小金井市商工会理事、総務委員長をしております鴨下でございます。よろしく願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、小金井市聴覚障害者協会、荒井（あらい）委員でございます。

荒井委員：小金井市聴覚障害者協会会長の荒井でございます。よろしく願いいたします。手話通訳をお願いしており、コミュニケーション補償として協力いただいております。皆様ご理解お願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、小金井市身体障害者福祉協会、上野（うえの）委員でございます。

上野委員：小金井市身体障害者福祉協会役員をしております上野でございます。よろしく願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、小金井市視力障害者の会、吉川（よしかわ）委員でございます。

吉川委員：小金井市視力障害者の会の吉川でございます。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、小金井市障害者地域生活支援センターそら、伊藤（いとう）委員でございます。

伊藤委員：おはようございます。精神障害者の施設であります地域障害者生活支援センターそらの伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、小金井市手をつなぐ親の会、山岸（やまぎし）委員でございます。

山岸委員：小金井市手をつなぐ親の会、これは知的障害者の団体の親の会でございます。会員は約180名おります。山岸でございます。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：小金井市悠友クラブ連合会、井口（いぐち）委員でございます。

井口委員：悠友クラブの井口でございます。悠々クラブは市内で15箇所ございますが、皆様のお近くの会合もあるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、公募によります、渡邊（わたなべ）委員でございます。

渡邊委員：南町一丁目におります渡邊でございます。私は自足では一步も歩けません。両松葉杖でも30mが限度です。現在はお覧のとおり車いすです。障害歴は60年になりますが、おかげさまでアクセル、ブレーキを手動式の自動車の運転免許を取得しまして、約40年になりますが、就職も出来、定年退職後も10年余り、社会保険労務士として活動しております。私は交通機関をすべて障害者として経験しております。バリアフリーについては、健常者の方では気がつかない点がおおいにあります。我々はその点を大きく発言させていただきたいと考えております。これまでは障害者はただ要望を言うというだけでしたが、バリアフリー新法になり、主役は行政ではなく、高齢者、障害者と考えております。ただ声を上げるだけでなく、新法も勉強しまして魂のこもった基本構想を策定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：次に、同じく公募によります、森屋（もりや）委員でございます。

森屋委員：貫井南町3丁目で設計事務所をやっておりますハウジングスタジオカネモリ代表の森屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：同じく公募によります、長島（ながしま）委員でございます。

長島委員：本日は市長のお誘いできました。私は車いすに乗ってはいませんが、室内程度であれ

ば歩くことも可能です。現在大学で学生をしておりますので、平日はあまり出席できませんが、よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：皆様ありがとうございました。最後に、事務局の職員を紹介させていただきます。

大関まちづくり推進課長です。

大関課長（事務局）：大関でございます。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：同じくまちづくり推進課田嶋主事です。

田嶋主事（事務局）：田嶋でございます。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：同じくまちづくり推進課外山主事です。

外山主事（事務局）：外山です。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：基本構想策定に関して業務委託をしております、八千代エンジニアリング株式会社です。事務局の補助を行います。

阿部（事務局補助）：八千代エンジニアリング株式会社の阿部でございます。よろしくお願いいたします。

別府（事務局補助）：別府と申します。よろしくお願いいたします。

島（事務局補助）：島と申します。よろしくお願いいたします。

国安（事務局補助）：国安と申します。よろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：申し遅れましたが、私、本日の司会を担当させていただいております、まちづくり推進課長補佐の関根と申します。よろしくお願いいたします。

【V 協議会設置要綱について】

関根課長補佐（事務局）：次に、（仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱について説明をさせていただきますが、その前に資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

資料6の（仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱をご覧ください。

（資料6に基づき概要を説明）

以上で、（仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱についての説

明を終了いたします。各委員より、この件につきまして、ご質問等ございましたら挙手願います。

(質問なし)

よろしいでしょうか。質問がありましたら後ほどでも結構ですので、お願いいたします。

次に、議題に入らせていただきたいのですが、初回の協議会ですので、会長がまだ選任されておりません。各委員にご異議がなければ会長の選出まで事務局が議事の進行を引き続きさせていただきたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員：異議なし。

関根課長補佐（事務局）：ご異議がないようですので、会長が選任されるまでの間、引き続き事務局の方で議事の進行に努めさせていただきます。

【VI 議題】

関根課長補佐（事務局）：それでは、議題1に入ります。

【議題1 会長の互選及び副会長の指名について】

関根課長補佐（事務局）：協議会の会長及び副会長を選出させていただきたく存じます。

会長の選出につきましては、先ほどご説明させていただきました、(仮称)小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱第4条第2項の規定により、委員のうちから互選することとなっております。事務局といたしましては、学識経験者の佐藤委員に会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

他にご推薦ございましたらお願いいたします。

(他に推薦なし)

他に推薦、ご意見がないようでございますので、佐藤委員を会長に決定してよろしいでしょうか。

各委員：異議なし

関根課長補佐（事務局）：ご異議がないようですので、佐藤委員を会長に決定させていただきます。佐藤会長、会長席の方に移動をお願いします。

それでは、佐藤会長よりご就任のごあいさつをいただきたいと存じます。

佐藤会長：皆様、あらためまして、日本女子大学住居学科の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この様な形で自治体のバリアフリー基本構想策定の活動に参加するのは小金井市で3つ目になります。これまでは交通バリアフリー法に基づくものでしたが、バリアフリー新法になったことで、より面的な広がり、生活の広がりを持ったまちづくりを実施していく基盤が整ったと考えております。

そういった意味でも、バリアフリー新法に基づく基本構想の策定は小金井市がかなり先行した自治体となることは間違いございません。また、タイミングで言うと中央線の連続

立体交差事業により新駅舎が完成することや、駅前の再開発が進行中であることなど、非常にタイミングが良い自治体であると感じております。

また、バリアフリー新法で言うと公園が対象として位置づけられたということがあります。小金井市では、東京都管理になると思いますが、都立公園で最大規模の公園である小金井公園があるということで、公園を含めたまちづくりということもあらためて考えていきたいと考えております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

関根課長補佐（事務局）：ありがとうございました。ここで、会長が決定いたしましたので、事務局は議事進行の任務を終了させていただきます。各委員のご協力に感謝申し上げます。

佐藤会長：私が議事進行を引き継がせていただきたいと思います。それでは、引き続き、副会長の指名を行います。

（仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱第4条第4項の規定により、「副会長は、会長が指名する。」となっておりますので、指名させていただきます。

学識経験者の江守委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、江守委員、席の移動をお願いします。

（席の移動）

それでは、就任の挨拶をお願いいたします。

江守副会長：私も交通バリアフリー基本構想の策定に携わる自治体としては3つ目でございます。バリアフリー新法になりましたが、私自身、交通バリアフリー法に関連する成果としては、基本構想を策定する協議会をきっかけとして市民参加が進んだということが、ひとつの大きな成果と考えています。

したがって、市民参加を十分に押し進められるような協議会運営を行いたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

【議題2 バス事業者の協議会参加について】

佐藤会長：ありがとうございました。次に議題2の、バス事業者の参加について決定します。

事務局から、バス事業者の参加について要請がありました。

（仮称）小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱第6条の規定に基づき、とありますが、是非積極的にご参加いただきたいと思います。

それでは、新たに協議会への参加を承認されたバス事業者の方に、あらためて、ご挨拶をいただきたいと思います。

まず、西武バス株式会社経営企画部企画課の土谷（つちや）様です。よろしくをお願いいたします。

土谷オブザーバー：西武バス株式会社経営企画部企画課の土谷と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

佐藤会長：ありがとうございました。

次に、小田急バス株式会社運輸部計画課長の榎本（えのもと）様、お願いいたします。

榎本オブザーバー：小田急バスでございます。運輸計画課で運輸計画を担当しております。今後ともよろしくお願いいたします。

佐藤会長：ありがとうございました。

次に、関東バス株式会社運輸部営業担当部長の堀切（ほりきり）様、お願いいたします。

堀切オブザーバー：私は関東バス株式会社運輸部で営業を担当しております堀切でございます。東は新宿区から、西は武蔵小金井まで運行させていただいております。協議会のオブザーバーとして参加させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

佐藤会長：どうもありがとうございました。

【議題3 議席の決定について】

佐藤会長：それでは、次に議席の決定についてお諮りします。

委員の議席の位置については、会場の大きさによって若干変わる可能性がございます。また、合理的な理由で席順を変更することもあります。現在お座りになっている席順で皆様の議席とすることで決定してよろしいか伺います。

現在お座りになっている席順を皆様の議席としてよろしいでしょうか。

（異議なし）

異議がないようですので、現在の席順をもって本議席といたします。

【議題4 議事録の取り扱いについて】

佐藤会長：次に、議題4、議事録の取り扱いについて、事務局からご説明いただきます。

関根課長補佐（事務局）：議事録の作成方法につきましては、小金井市市民参加条例施行規則第5条により、あらかじめ会に諮ることになっております。議事録の作成方法につきましては、3種類ございます。①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録（発言した委員ごとの発言内容を要点にして記録）、③会議内容の要点記録（会議全体の要約）の中から選択することになっております。また、素直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために、必要なときは、発言者の記載を省略することができる旨規定（A委員・B委員）されております。

いずれにせよ、議事録の確定については、事務局で取りまとめたものを各委員に郵便もしくは電子メールで送付し、内容の確認をいただき、何かご意見がございましたら、事務局宛にご連絡をいただきたく存じます。送付後、1週間経過して特に指摘・訂正などないようであれば、その内容を議事録として確定するということにさせていただきますたく存じます。

事務局の提案ですが、②発言者の発言内容ごとの要点記録（発言した委員ごとの発言内容を要点にして記録）とし、原則発言者名は公表します。ただし、素直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者の記載を省略することができる旨規定を使用したいと思いますがいかがでしょうか。

佐藤会長：議事録の取り扱いはよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、事務局案とさせていただきます。

【議題5 バリアフリー新法の概要について】

佐藤会長：次に、議題5に入らせていただきます。

これから議論の本題に入るわけですが、まず、バリアフリー新法となりました。これは交通バリアフリー法とハートビル法が一体化したことにより、より面的にまちづくりを進めていこうとするものです。まず、バリアフリー新法が何を求めているものであるかということをおなさんと情報共有したいと思います。

それでは、事務局からバリアフリー新法の概要についてご説明いただきたいと思います。

別府（事務局補佐）：それではバリアフリー新法の概要ということで資料1-1と資料1-2に沿ってご説明いたします。

（議題5について資料1-1及び資料1-2に基づき説明）

佐藤会長：ありがとうございます。二つの法律が統合した新法のご説明を10分程度でご説明いただきましたが、言葉も法律用語がそのまま使われていたということもありまして、初めて聞かれる方には非常に難解であったのではないかと思います。

何でも結構ですので、何かご質問やわからないこと、言葉の意味でもよいので、何かありましたらよろしく願いいたします。

（質問なし）

よろしいでしょうか。

今後、協議会、あるいは部会において基本構想をご議論いただくとしますので、その際にでもわからないことがあれば、ご質問いただければと思います。

今日のところは、この様な法律に基づき進めていくということをご理解いただければと思います。

また、補足ですが、バリアフリー新法になったことで、これまでは身体障害、例えば肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者が対象となっていました。新法では精神障害者や知的障害者に対しても積極的な環境づくりをしていこうとすることが謳われております。また、新法では物としての対応も必要ですが、それに加えて人としての対応も積極的に考えていかなければならないということになりました。そのようなことも踏まえて新たな展開として小金井市の基本構想でも打ち出していきたいと考えております。

【議題6 基本構想の位置づけについて】

佐藤会長：それでは議題の6に進みます。新法に基づき策定する基本構想がどのように位置づけられるのかということについて、資料2に基づいて事務局からご説明いただきます。

関根課長補佐（事務局）：それでは資料2に基づいてご説明いたします。
（議題6について資料2に基づき説明）

佐藤会長：ありがとうございました。この議題につきまして、何か質問ありますでしょうか。
（質問なし）

佐藤会長：ひとつ私からご質問させていただきます。

ご説明では、総合計画などの上位・関連計画と整合を図りながら基本構想の策定を進めていくとありました。これまでも様々な計画において福祉のまちづくりに関する事項が計画されてきたと思いますが、今回の基本構想と食い違っている点、あるいは今回の基本構想は、他の計画より具体的な構想で、よりレベルアップした構想と考えられているのかということについてコメントいただけますでしょうか。

大関課長（事務局）：バリアフリーについては、これまでも各種計画がございます。例えば障害者計画、地域福祉計画など福祉のまちづくりに関する計画がございます。今回の基本構想については、ある一定範囲を重点整備地区として定めます。本来であれば、市内全域についてバリアフリー化を図ることが理想となりますが、重点整備地区を設定することで、地区内の建築物や公園、駐車場等について、平成22年を目標に着手するか完成するかということを決めて参ります。したがって、計画に留まらず、実際の整備が行われる実効性の高い構想と位置づけております。

佐藤会長：他の自治体でもそうですが、総合計画やマスタープランなど様々な計画がありますが、それらの関係がなかなか市民の皆さんには分かりにくい、見えづらいということがございます。今回の基本構想を策定するにあたっては、他の計画との役割分担が見える形で整理されればよいと考えています。
他に何かご質問はございませんでしょうか。

渡邊委員：先ほど大関課長からご説明いただきましたが、本来であれば小金井市全域をバリアフリー化していただきたいというのが私の思いです。この基本構想の説明を聞きますと、重点整備地区のみをバリアフリー化すればよいということになってしまいます。その他の地区については他の計画でとなりますと、義務付けではなく努力義務という解釈となります。今回は重点整備地区をバリアフリー化することになると、狭いエリアでの話になってしまうためあまり納得のいくものではありません。そのことについてもう少しご説明ください。

大関課長（事務局）：本来であれば市内全域をバリアフリー化することが望ましいとは考えておりますが、まずは皆様が日常良く利用される道路や施設の範囲でバリアフリー化を実現していきたいと考えております。そのため、その地区がある一定の目標以上が達成された場

合は、当然、他の地区に広げていくこととなろうかと思えます。

渡邊委員：是非、重点整備地区だけで、他の地区はバリアフリー化しなくてよいということにならないようにしていただきたいと思えます。

佐藤会長：補足になりますが、今後、重点整備地区をどこにするかということを決めて行くこととなります。そのため、重点整備地区を決める段階では、どこが重要であるといった具体的な議論をしていただければと思えます。

その他質問はありますか。

鴨下委員：基本的な事項について確認させていただきます。先ほどのご説明で基本方針の目標として平成22年までという話がありました。平成22年というかなり近い話であると思えますが、実際バリアフリー化を進めるためには予算が必要と思えます。その予算措置に対して、この協議会の効力や構想でどのように位置づけるのか、構想はただの冊子なのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

別府（事務局補佐）：基本構想の協議会には事業者の方々に参加いただいております。また、検討のプロセスですが、高齢者や障害者あるいは市民の視点でまず課題を抽出していただきます。この課題に応じて、事業者の方にどのようなことであればできるのか、それはいつまでにできるのかということをお話しさせていただきます。その中で、平成22年までにやれることと、平成22年以降であれば対応できることが振り分けられます。

そのため、実際には予算措置までを決める役割のものではありません。しかし、あくまでも平成22年までに実施する目途がたつものということがひとつあります。

もちろんご指摘のとおり平成22年というのがすぐに迫っておりますが、バリアフリー新法となって変わった点として、交通バリアフリー法では平成22年が必ずという条件でしたが、平成22年以降の長期的なビジョンを示すこともできるというように、枠組みが多少軟化しています。そういった意味でも、平成22年が必ずということではなくて、平成22年までにできることは何であるかということをお話ししながら一緒に議論していくというのが、今回の基本構想の枠組みになると考えています。

佐藤会長：平成22年という時限が逃げ道に使われていたりすることもあります。これは個人的な希望的観測ということもありますが、法律を所管している国土交通省さんの方でも、今後、時限の見直しが進められるのではないかと考えています。したがって、その辺も視野に入れながら中長期的な計画も含めて、あるいは短期的な実施計画も含めて協議会で議論できればと考えております。

他にご意見ございませんでしょうか。

（意見無し）

そうしましたら、皆様にご理解いただきたいのですが、今日は初回のスタートの協議会ということもごございますので、基本的な事項を確認し合うということで留めさせていただき、議題8と議題9については、近々に開催する次回の協議会でご説明させていただき

いと考えておりますがよろしいでしょうか。

資料については本日配付させていただいておりますので、次回の協議会の際には活発なご議論をいただきたいと思っております。

【議題7 基本構想策定体制（組織）と進め方について】

佐藤会長：それでは議題7に進みます。事務局にご説明願います。

関根課長補佐（事務局）：それでは資料3に基づいてご説明いたします。

（議題7について資料3に基づき説明）

佐藤会長：ありがとうございました。

この進め方について何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

（質問無し）

そうしましたら、今後、本協議会、市民部会、事業者部会、庁内検討会と議論を進めていくわけですが、先ほど江守副会長からお話がありましたように、市民の声をいかに聞いて構想づくりをするかということが重要になると考えています。

本日、公募市民の方々や各団体の方々にご参加いただいておりますので、何か一言ずつコメントいただけたらと思っております。

それでは大変恐縮ですが、長島委員からお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

長島委員：先ほど市民部会についてご説明がありましたが、個人的にはもう少し開催しても良いのではないかと考えております。

私は2年前まで健常者でしたので、障害を持って初めて分かることもありました。また、先ほどのご意見でも重点整備地区だけでなく他の地区もということがございましたように、もう少し会を開いてもよいと思っております。

佐藤会長：ありがとうございました。

次に森屋委員お願いいたします。

森屋委員：まだ今の状況では分からないことが多いので、これから勉強させていただきたいと思っております。全体的にこの様な協議会での議論が具体的なかたちになるのかどうか、冊子とかたちになるだけなのではないかと感じます。ですから、具体的な話や他の協議会との連携といった横の繋がりをもっとしていただいて、具体的なまちづくりをしていきたいと考えています。

佐藤会長：ありがとうございました。

次に渡邊委員お願いいたします。

渡邊委員：バリアフリーのまちづくりについて提案というかたちで発言させていただきます。

まず、快適な公衆便所への転換、縁石の無い舗装、フラット道路、身障者用駐車スペース、意識啓発、車で来る街来者へのオアシス（道の駅）、施設改善における固定資産税の優遇という点をあげさせていただきました。

特にトイレの問題は切実な問題です。また、これまでに最も困ったことは駐車場です。健常者の方は何とも思わないかもしれませんが、身障者用駐車場がなく車が止められなければ、移動できません。また、特に雨の日はどうにもなりません。そのような問題があるということを知っていただきたいと思いお話しいたしました。

佐藤会長：ありがとうございました。

次に、井口委員お願いいたします。

井口委員：当クラブは高齢者が多いので、先ほどもありましたがトイレの問題をはじめ歩道の広さなどが重要となってきます。その辺りを重点的にやっていただきたいと考えております。

佐藤会長：ありがとうございました。

次に、山岸委員お願いいたします。

山岸委員：名称のとおり親の会ですので、この様な会議に出る際は親が出ております。本人に物事を分かってもらうということが非常に困難な団体です。ですから、ガイドヘルプのような参加のかたちで、外に出るような会の場合は、是非、本人達も参加できるように進めていただければと思っております。

佐藤会長：ありがとうございました。

次に、伊藤委員お願いいたします。

伊藤委員：精神障害者の方々もいずれ高齢になっていくという問題もありますので、本協議会に参加して、施設に持ち帰り、1市民の施設利用者の声をこの場でお伝えできればと考えております。

佐藤会長：ありがとうございました。

次に、吉川委員お願いいたします。

吉川委員：市民が参加するワークショップは今年何回開催するのでしょうか。

佐藤会長：今年度基本構想を策定するにあたって、ワークショップは2回予定していますが、今後、計画づくりをただけではだめで、市がどのように考えているか分かりませんが、実際どのように実行されているのかというのをワークショップ等で次年度、あるいは次々年度、フォローアップとして確認のための活動をしていかなければならないと考えております。

吉川委員：私が思っていることは、障害者の間で同意と申しますか、どこかしら妥協をしなければ実現できないと考えています。車いすの方の不便さ、視覚障害者の不便さ、聴覚障害者の不便さ、また知的障害者の不便さというものがそれぞれ異なっています。そのため、その違いを早めに明らかにしておかなければよいものではないかと思いません。

渡邊委員がおっしゃったように、縁石のないフラットな道路という要望がございましたが、視覚障害者の立場から見ると、段差の無い道路は非常に困ります。

現在、親団体である日本盲人会連合が国土交通省と、また様々な障害者の方と、どのような段差が適切かということの研究をしています。

ですから小金井市でもどの段階でどうするかということはある程度決めておかなければならないのではないのでしょうか。合意点というものをあらかじめ決めて進めていかなければならないと考えています。

佐藤会長：ありがとうございます。

今のお話は例として、車いすや視覚障害者などの障害者に応じた段差の問題が指摘されました。この話は日本全国どこでも問題になるものであり、国土交通省でも現在、どのような物づくりをしたら誰の要求に見合ったかたちで整備が出来るのかということを検討しております。

そういった成果を踏まえながら、あるいは個人的な意見としては、言葉が的確ではないかもしれませんが、話し合っただけで妥協し合うということも必要ではないかと思っております。そのような議論も市民部会、あるいはワーキンググループのようなかたちで意見交換をすることも必要になると考えています。

それでは次に、上野委員お願いいたします。

上野委員：当団体は約90人の団体でございますが、約80%以上が肢体不自由者です。そのため、バリアフリーは非常に重要な問題で、当協会の主要な目的のひとつでもあります。

これまでも、昭和50年代から活動をはじめ要望を出しております。現在のリフト付きのバスについては、私がヨーロッパに行った際に体験し、その後すぐに都に要望を出しましたが、先にリフトバスが観光バスを中心に導入されました。

また、新法ができましたが、この法律についても13年前に総理大臣が本部長の内閣府の身体障害者施策推進会というような会の中で、法律をつくらなければバリアフリー化は進まないということでスタートしました。

ちょうどその時分に、小金井市において保健福祉計画の第1回目の計画を作成するというときでしたので、条例をつくらなければだめだということをお願いしたら、市は待ってくれということでした。未だに福祉のまちづくり条例はつくられていません。

その後、市のバリアフリー状況も徐々によくなりました。先ほどのフラット道路という意見がありましたが、私が住んでいる玉川上水の付近では整備されております。その際に感じているのは、視覚障害者の方は逆に困るということを考えておりました。未だに視覚障害者誘導用ブロックは設置されておられません。その辺りのことは、今後調整しなければ

ならないと考えております。

今回、バリアフリー新法ということで大変期待しております。

また、徒歩圏という要件の話がありましたが、私は玉川上水から、この会場の辺りまでは、手動の車いすで移動します。私からすると徒歩圏は、小金井市400ヘクタールすべてと言ってもよいくらいです。

これからもこの様な会で発言できればと考えておりますのでよろしくお願いします。

佐藤会長：ありがとうございました。

次に、荒井委員よろしくお願いします。

荒井委員：聴覚障害を持っております。聴覚障害というとならず、情報障害ということになります。いかにして情報をスムーズに得ることができるかが、バリアフリーのまちづくりには非常に大切だと思っております。これから会議の場で、聴覚障害者の立場から情報を取得する方法、意見を伝えたいと考えております。

また、バスや鉄道の整備に関して、南口の再開発の内容についても意見を伝えたいと思っています。

佐藤会長：ありがとうございました。

市民部会に参加いただきたいということで、鴨下委員からもコメントをいただきたいと思っております。鴨下委員よろしくお願いします。

鴨下委員：私は商工会という立場で参加させていただいております。各商店では協力的な店舗は自分たちの費用で、段差の解消を図っています。ただ、やはり温度差がありまして、同じ商店街の中でも協力的な店舗とそうでない店舗がございます。

補助金等が出るということであればやってみようという声はあり、もう一押しがあると良いと感じています。やはり商店街だけでは限界があるので、行政の力をお借りしてできることから始めたいと考えています。長期的なものは仕方のないこともございますが、できることはなるべく時間をかけずに取り組みたいと考えています。

佐藤会長：ありがとうございました。

事業者様に関しては、事業者部会等の場でいろいろとご意見いただけたらと思っておりますが、この場で特にご発言することがございましたらお願いいたします。

(意見無し)

【議題10 作業部会の設置について】

佐藤会長：それでは議題10に進みます。

基本構想の進め方において協議会の作業部会として市民部会、事業者部会、庁内検討会を設置して具体的な作業を進めていくとご説明がありましたが、各部会の委員の案について資料8に示しております。要綱の第7条にも記載されていますので、よろしくお願いします。

委員の具体的な選出については、事務局から各団体様等にご連絡差し上げますのでご協力をお願いいたします。また、選出された委員については次回の協議会でお示しいたします。

【議題 1 1 次回協議会の開催日について】

佐藤会長：それでは最後の議題 1 1 の次回協議会の日程について決めさせていただければと思います。

日程ですが、こちらで案として用意させていただいた日程が、7月20日午前・午後、23日午前中を候補日としてあげさせていただきたいと思います。順に日にちを申し上げるので、その日に都合の悪い方は挙手をお願いします。

(20日午前中が挙手最少人数)

ご都合の悪い方には大変申し訳ございませんが、7月20日午前中の挙手数が一番少なかったので、7月20日午前中を第2回協議会の開催日に決定させていただきます。

なお、次回の協議会ですが、現在仮称となっている基本構想の名称の決定と、重点整備地区について協議を行う予定です。

今回報告いただいた内容も踏まえて、次回までに、再度、資料をご確認いただいて、積極的なご意見をいただきたいと思います。

以上で、予定されている議題について、すべて終了いたしました。

皆様から何かその他の議題がございますか。

(意見無し)

それでは、議題について終了いたします。

【VII. 閉会】

佐藤会長：長時間、大変ご苦勞様でした。以上で協議会を終了させていただきます。

以 上

開催風景



(仮称) 小金井市交通等バリアフリー基本構想策定協議会 出席者名簿

区分	所属・役職	委員氏名 (敬称略)	備考	出欠
市民	公募市民	ながしま るみ 長島 瑠美		出
	公募市民	もりや けいこ 森屋 佳子		出
	公募市民	わたなべ としあき 渡邊 俊雄		出
学識経験者	日本女子大学家政学部住居学科 准教授	さとう かつし 佐藤 克志		出
	日本大学理工学部社会交通工学科 助手	えもり ひさし 江守 央		出
鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 担当課長	まえかわ さちこ 前川 幸子		代
	西武鉄道株式会社 課長	かげやま けんじ 陰山 健司		出
バス事業者	京王電鉄バス株式会社 課長	たまの としあき 玉野 利章	バス事業者代表	出
	西武バス株式会社 係長	つちや たか 土谷 隆	オブザーバー参加	出
	小田急バス株式会社 課長	えのもと はるひこ 榎本 治彦	オブザーバー参加	出
	関東バス株式会社 部長	ほりきり もとふみ 堀切 基文	オブザーバー参加	出
商工関係者	小金井市商工会 理事	かむした としあき 鴨下 敏明		出
建築物所有者	小金井市総務部 部長	まつなが あきら 松永 明		出
高齢者団体	小金井市悠友クラブ連合会	いぐち しやうじ 井口 昌治		出
障害者団体	小金井市身体障害者福祉協会	うえの としあき 上野 暢		出
	小金井市視力障害者の会	よしかわ まさこ 吉川 正子		出
	小金井市聴覚障害者協会	あらい やすよし 荒井 康善		出
	小金井市手をつなぐ親の会	やまがし ふさこ 山岸 房子		出
	小金井市精神障害者地域生活支援センターそら	いとう なほこ 伊藤 奈保子		出
公園管理者	東京都西部公園緑地事務所管理課 課長	かぎやま たかとし 蕪山 高好		出
	小金井市環境部 部長	ふかざわ よしのぶ 深澤 義信		出
道路管理者	東京都北多摩南部建設事務所 課長	こばやし はるとし 小林 春寿		出
	小金井市都市整備部 部長	おおや みつお 大矢 光雄	行政関係者を兼任	出
交通管理者	警視庁小金井警察署交通課 課長	こやま にろう 小山 二郎		欠
行政関係者	国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政・情報課 課長	やまなか かつみ 山中 克己		出
	国土交通省関東運輸局東京運輸支局企画部門	いばた なおゆき 井端 直行		出
	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課 課長	ふくだ いたる 福田 至		代
	小金井市企画財政部 部長	くどう あきお 工藤 章男		出
	小金井市都市整備部 部長	(前述)	道路管理者を兼任	出

事務局: 小金井市都市整備部まちづくり推進課 大関課長, 関根課長補佐, 田嶋主事, 外山主事

事務局補助: 八千代エンジニアリング株式会社 阿部, 別府, 島, 国安

※出欠欄の「出」は出席を、「欠」は欠席を、「代」は代理出席を示す。